

業務委託仕様書

(適用)

第1条 この業務委託仕様書は下記業務に関して必要な事項を定めるものである。

業 務 名 大宮スーパー・ボールパーク全体事業計画検討支援業務委託

履行期間 契約締結の日から令和8年3月20日まで

履行場所 大宮公園／さいたま市大宮区高鼻町4丁目地内外

(業務概要)

第2条 本業務は、大宮スーパー・ボールパーク基本計画（令和7年9月策定、以下「基本計画」）を踏まえ、大宮スーパー・ボールパーク全体事業計画の検討を行う。

(業務内容)

第3条 本業務の内容は以下のとおりとする。

1 検討対象施設

- ・野球場
- ・サッカー場
- ・多目的競技場
- ・第一公園側賑わいエリア（連絡歩道橋含む）
- ・第二公園側賑わいエリア

2 全体事業計画の検討

- ・基本計画を進めるために必要な以下の項目について、課題の整理、検討を行う。

① 事業範囲の検討

② 工区割の検討

③ 事業手法の検討

- ・事業手法の絞り込み
- ・公園全体の運営を見据えた整備・運営コンソーシアムの検討

④ 施設の整備順序

- ・球技場（野球場及びサッカー場）、多目的競技場、賑わいエリア等の検討

⑤ 全体イメージデザインの統一性の検討

- ・統一性を図るための条件整理

※このほかに基本計画を進めるために必要な検討事項があれば提案可とする。

3. サウンディング支援

- ・上記2の検討に必要なヒアリング項目の設定および事業者サウンディングの実施（20者程度）

○想定するヒアリング項目

- 整備・運営手法
- 施設の整備順序（優先順位、休止の可否等）
- 想定される新規導入施設

※このほかに基本計画を進めるために必要な検討事項があれば提案可とする。

（成果品）

第4条 成果品は以下のとおりとし、電子媒体（正1部納品）又は埼玉県電子納品運用ガイドラインに定めるオンライン電子納品により納品すること。

- ・第3条に定める資料一式
- ・その他、発注者が必要と判断した資料

（打合せ）

第5条 対面による打合せ（リモート会議の併用可）は業務着手時、中間2回、完了時の計4回行うこと。また、重要な事案が発生した場合は臨時に打ち合わせを行うこと。中間打合せおよび臨時の打合せはリモート会議を原則とする。

- 2 受注者は打合せ実施後速やかに議事録を作成し、発注者に確認を求めること。
- 3 打合せにかかる資料（議事録含む）は電子データを用いること。

（受注者の提案項目が履行されなかった場合の措置）

第6条 発注者の指示により実施しない提案事項を除き、別紙技術提案書にある事項はすべて履行の対象とする。また、提案された技術提案書にある内容を受注者の責めにより満たすことが出来ないと判断した場合は、不履行とみなす。

この場合、発注者は業務成績評定の減点（－5点）を行う。また、入札参加停止措置を行うことがある。なお、発注者の指示により実施しなかった場合はこの限りではない。

（その他）

第7条 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議のうえ、定めるものとする。